

## 県政改革の推進に関する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、県政改革の推進について、その基本的な方向等を定める県政改革方針の策定及びこれに基づく取組に関して必要な事項を定めることにより、県政改革を継続的かつ効果的に推進し、もって持続可能な行財政基盤を確立することを目的とする。

### （基本理念）

第1条の2 県政改革は、人口の減少、急速な高齢化、多発する災害、地球温暖化、経済構造の変化等の多様な課題に対応し、時代を切り拓く「躍動する兵庫」を実現するため、職員一人一人が改革に取り組み、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立することにより、推進されなければならない。

### （県政改革方針）

第2条 知事は、持続可能な行財政基盤の確立に向けた県政改革を着実に推進するため、県政改革方針（以下「改革方針」という。）を定めなければならない。

2 改革方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県政改革の基本的な方向
- (2) 財政運営の指標及びその目標
- (3) 行政施策、収入の確保、公営企業、公社等、組織、職員、業務改革その他の事項に関する取組の方向
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県政改革の推進に関する事項

### （改革方針の策定手続等）

第3条 知事は、改革方針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 知事は、改革方針の案を作成するに当たっては、県政改革審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、改革方針を定めたときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、改革方針の変更（軽微な変更を除く。）又は廃止（以下「変更等」という。）について準用する。

### （実施計画の策定等）

第4条 知事は、改革方針に基づく県政改革の推進に当たっては、年度ごとの実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、実施計画を定めたときは、速やかにこれを公表するとともに、議会に報告しなければならない。

### （実施状況の報告等）

第5条 知事は、毎年9月30日までに、前年度における改革方針の実施状況について、県政改革審議会の意見を付して、議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

### （議会の意見）

第6条 議会は、改革方針の実施状況等を勘案し、改革方針の変更等その他適切な行財政の運営に関することについて、知事に対し意見を述べることができる。

2 知事は、前項の意見に対し、議会に見解を示し、又は必要な措置を講ずるものとする。

**(県政改革審議会)**

第7条 県政改革の推進に関する事項を調査審議するため、県政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第3条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する改革方針の案の作成に係る意見に関すること。
- (2) 第5条第1項に規定する改革方針の実施状況に係る意見に関すること。
- (3) 行政施策の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県政改革の推進に関すること。

3 審議会は、委員7人以内で組織する。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 地方行財政について知識経験を有する者
- (2) 法律、会計又は経済について知識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、県政改革の推進について十分な知識経験を有する者

**(改革方針の見直し)**

第8条 知事は、社会経済情勢の変化、国の政策動向、県政改革の推進状況等を勘案し、改革方針について不断の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

**(補則)**

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

**(この条例の失効)**

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

**(運営方針の案の作成に関する特例)**

3 この条例の施行の日前に知事が運営方針の案を作成する場合には、行財政構造改革の推進に関する条例(平成20年兵庫県条例第43号)の行財政構造改革県民会議において県民の意見を聴き、同条例の行財政構造改革審議会の意見を聴いて作成するものとする。この場合において作成された運営方針の案は、審議会の意見を聴いて作成されたものとする。

**(県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)**

4 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成18年兵庫県条例第46号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**(附属機関設置条例の一部改正)**

5 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)**

6 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)